

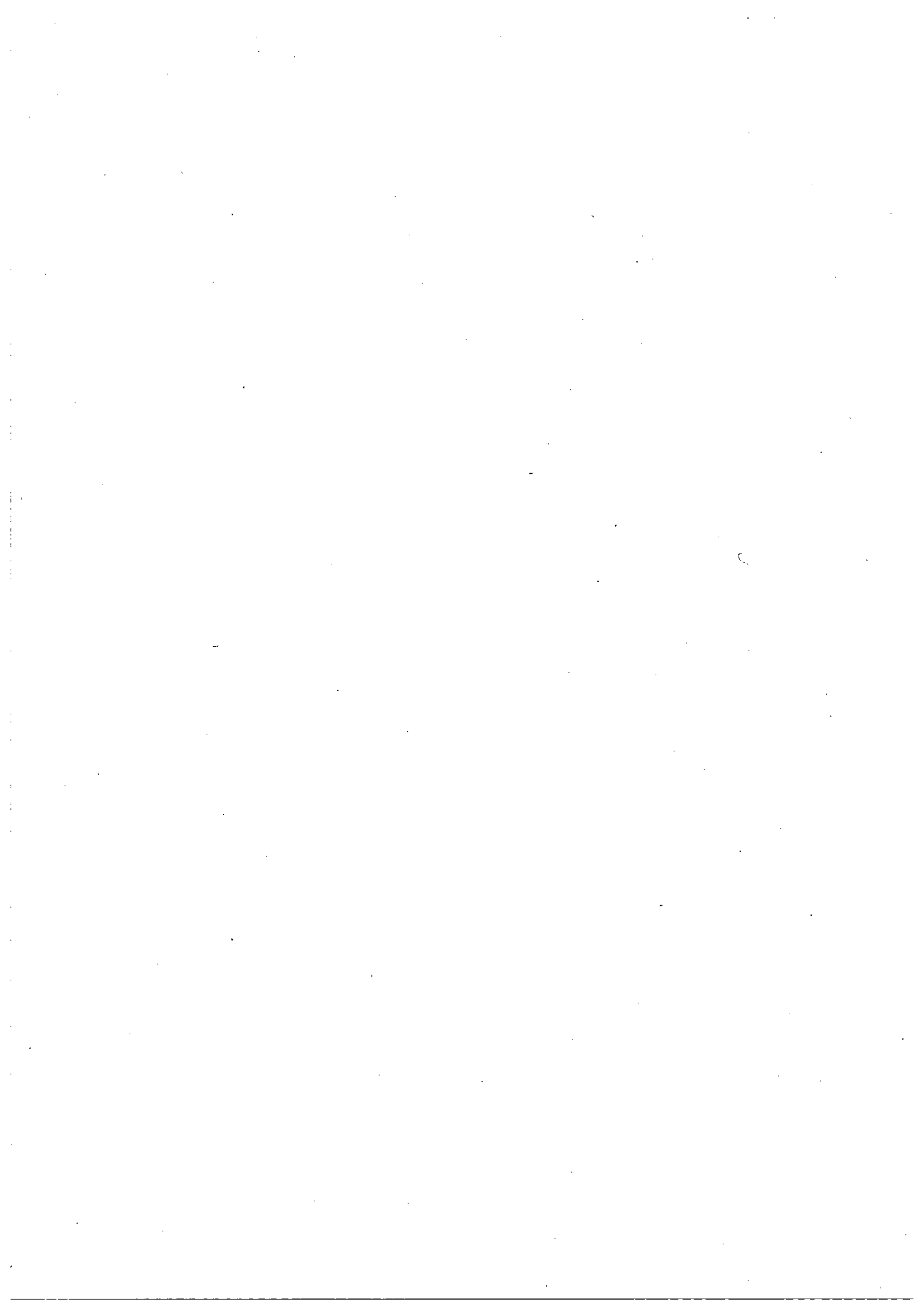
令和 4 年 3 月 3 日

第 1 回 笠松町 議会 定例会 議案

目 次

- 第 1 号議案 令和 3 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 5 号）の専決処分の承認について
- 第 2 号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 7 号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 号議案 笠松町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 号議案 笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 11 号議案 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 12 号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について
- 第 13 号議案 財産の無償譲渡について
- 第 14 号議案 町道の路線認定について
- 第 15 号議案 令和 3 年度笠松町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 第 16 号議案 令和 3 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 17 号議案 令和 3 年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 18 号議案 令和 3 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 19 号議案 令和 4 年度笠松町一般会計予算について
- 第 20 号議案 令和 4 年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 第 21 号議案 令和 4 年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について

- 第 22 号議案 令和 4 年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 第 23 号議案 令和 4 年度笠松町水道事業会計予算について
- 第 24 号議案 令和 4 年度笠松町下水道事業会計予算について
- 一 般 質 問



第 1 号議案

令和 3 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 5 号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 4 年 3 月 3 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

1 令和 4 年 1 月 12 日 専 決

… 令和 3 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 5 号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

- 1 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）

令和4年1月12日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和3年度笠松町一般会計補正予算書

令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）

令和3年度笠松町の一般会計補正予算（専決第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ823千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,182,416千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月12日 専決

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		83,196	823	84,019
	2 基金繰入金	69,583	823	70,406
歳入	合計	8,181,593	823	8,182,416

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,386,085	△4,845	1,381,240
	1 保健衛生費	564,850	△4,845	560,005
8 消防費		374,522	823	375,345
	1 消防費	374,522	823	375,345
9 教育費		870,268	4,845	875,113
	2 小学校費	154,432	3,223	157,655
	3 中学校費	61,359	1,622	62,981
歳出	合計	8,181,593	823	8,182,416

第 2 号議案

笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年笠松町条例第 3 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 3 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

笠松町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年笠松町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第 1 8 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町の規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 2 2 条を第 2 4 条とし、第 2 1 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 2 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他それに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 2 3 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、

次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

3

第 3 号議案

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年笠松町条例第5号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 3 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年笠松町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の笠松町議会委員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。



第 4 号議案

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和46年笠松町条例第2号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 3 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和46年笠松町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。



第 5 号議案

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町職員の給与に関する条例（昭和30年笠松町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 3 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

笠松町職員の給与に関する条例（昭和30年笠松町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の笠松町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項若しくは第20条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは笠松町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年笠松町条例第3号）第4条若しくは第7条又は笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年笠松町条例第9

号) 第11条若しくは第19条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、町の規則で定める職員に限る。次号において「特定管理職員」という。) 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 特定管理職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

第 6 号議案

笠松町手数料条例の一部を改正する条例について

笠松町手数料条例（平成12年笠松町条例第12号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年3月3日 提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町手数料条例の一部を改正する条例

笠松町手数料条例（平成12年笠松町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

(2) 法第12条第1項又は法第12条の3第1項若しくは第2項の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票写し等 交付手数料	1通につき	300	
(3) 法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付	住民票写し交付手数料	1通につき	300	
(4) 法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	戸籍附票写し 交付手数料	1通につき	300	

を
「

(2) 法第12条第1項又は法第12条の3第1項若しくは第2項の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票の写し 又は住民票記載事項証明書 交付手数料	1通につき	300	
(3) 法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写し 交付手数料	1通につき	300	
(4) 法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	除票の写し又は 除票記載事項証明書 交付手数料	1通につき	300	
(5) 法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の 写し交付手数料	1通につき	300	
(6) 法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の 除票の写し交 付手数料	1通につき	300	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 7 号議案

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 3 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 1 条 笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 2 3 条の 2 中「〔総所得金額〕」を「〔総所得金額及び〕」に改め、「次号及び第 3 号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

第 2 条 笠松町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100分の6.4」を「100分の7.0」に改める。

第 5 条中「26,100円」を「29,200円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「第 2 3 条」を「第 2 3 条第 1 項」に、「18,900円」を「20,000円」に改め、同条第 2 号中「9,450円」を「10,000円」に改め、同条第 3 号中「14,175円」を「15,000円」に改める。

第 6 条中「100分の2.4」を「100分の2.5」に改める。

第 7 条中「9,700円」を「10,000円」に改める。

第 7 条の 2 第 1 号中「7,000円」を「6,900円」に改め、同条第 2 号

中「3, 500円」を「3, 450円」に改め、同条第3号中「5, 250円」を「5, 175円」に改める。

第8条中「100分の2.28」を「100分の2.25」に改める。

第9条中「11, 700円」を「11, 500円」に改める。

第9条の2中「5, 900円」を「5, 800円」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条第1号ア中「18, 270円」を「20, 440円」に改め、同号イ(ア)中「13, 230円」を「14, 000円」に改め、同号イ(イ)中「6, 615円」を「7, 000円」に改め、同号イ(ウ)中「9, 922円」を「10, 500円」に改め、同号ウ中「6, 790円」を「7, 000円」に改め、同号エ(ア)中「4, 900円」を「4, 830円」に改め、同号エ(イ)中「2, 450円」を「2, 415円」に改め、同号エ(ウ)中「3, 675円」を「3, 623円」に改め、同号オ中「8, 190円」を「8, 050円」に改め、同号カ中「4, 130円」を「4, 060円」に改め、同条第2号ア中「13, 050円」を「14, 600円」に改め、同号イ(ア)中「9, 450円」を「10, 000円」に改め、同号イ(イ)中「4, 725円」を「5, 000円」に改め、同号イ(ウ)中「7, 087円」を「7, 500円」に改め、同号ウ中「4, 850円」を「5, 000円」に改め、同号エ(ア)中「3, 500円」を「3, 450円」に改め、同号エ(イ)中「1, 750円」を「1, 725円」に改め、同号エ(ウ)中「2, 625円」を「2, 588円」に改め、同号オ中「5, 850円」を「5, 750円」に改め、同号カ中「2, 950円」を「2, 900円」に改め、同条第3号ア中「5, 220円」を「5, 840円」に改め、同号イ(ア)中「3, 780円」を「4, 000円」に改め、同号イ(イ)中「1, 890円」を「2, 000円」に改め、同号イ(ウ)中「2, 835円」を「3, 000円」に改め、同号ウ中「1, 940円」を「2, 000円」に改め、同号エ(ア)中「1, 400円」を「1, 380円」に改め、同号エ(イ)中「700円」を「690円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 050円」を「1, 035円」に改め、同号オ中「2, 340円」を「2, 300円」に改め、同号カ中「1, 180円」を「1, 160円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合におけ

る当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,380円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,300円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,680円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,600円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,500円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,500円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,000円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（第2条に規定する改正規定に限る。）による改正後の笠松町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、

令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 8 号議案

笠松町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

笠松町町道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年笠松町条例第21号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年3月3日提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

笠松町町道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年笠松町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「普通道路の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、「第34条」を「第32条」に改める。

第5条第1項中「道路」を「第3種又は第4種の道路」に改め、同条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるもの

とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「多い道路」を「多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「自転車の交通量が多い」の次に「第3種若しくは第4種の」を加え、「歩行者の交通量が多い道路」を「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改める。

第9条第1項中「自動車の交通量が多い」の次に「第3種若しくは第4種の」を加え、「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条第3項中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改める。

第30条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第31条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第39条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

第40条第5項中「第12条を除く」を「第11条を除く」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第42条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同

項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第 9 号議案

笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例について

笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年笠松町条例第1号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 3 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年笠松町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条及び第14条を次のように改める。

（報酬）

第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、次により年額報酬を支給する。

団長 年額 82,500円

副団長 年額 69,000円

分団長 年額 50,500円

副分団長 年額 45,500円

部長 年額 43,000円

班長 年額 37,000円

団員 年額 36,500円

機能別団員 年額 5,000円

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出勤報酬を支給する。

災害の場合 1日につき 8,000円

警戒の場合 1回につき 2,000円

その他訓練等の場合 1回につき 2,000円

4 年額報酬は、年度を次の4期に分け、各期末の翌月に、年額の4分の1の額を支給し、出勤報酬は各期の出勤回数に応じて支給する。

第1期 4月1日から6月30日まで

第2期 7月1日から9月30日まで

第3期 10月1日から12月31日まで

第4期 1月1日から3月31日まで

5 年額報酬は、年度の途中において職に就いた場合はその月から、任期満了、辞職、免職又は死亡の場合はその月まで、それぞれ月割により計算する。

6 年額報酬は、団員が第4項の各期間において、1日も服務しなかった場合には、第2項の規定にかかわらず、これを支給しない。ただし、機能別団員の年額報酬はこの限りでない。

(費用弁償)

第14条 団長及び副団長が公務のため旅行した場合は、笠松町職員等の旅費に関する条例（昭和37年笠松町条例第11号）の規定に基づき、同条例別表に規定する3級以上の職務にある者とみなし、費用弁償を支給する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第10号議案

笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

笠松町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年笠松町条例第14号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年3月3日提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

笠松町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年笠松町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。



第11号議案

羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、羽島郡二町教育委員会共同設置規約を次のとおり変更するものとする。

令和4年3月3日提出

笠松町長 古田 聖 人

羽島郡二町教育委員会共同設置規約の一部を改正する規約

羽島郡二町教育委員会共同設置規約（昭和44年笠松町告示第19号）の一部を次のように改正する。

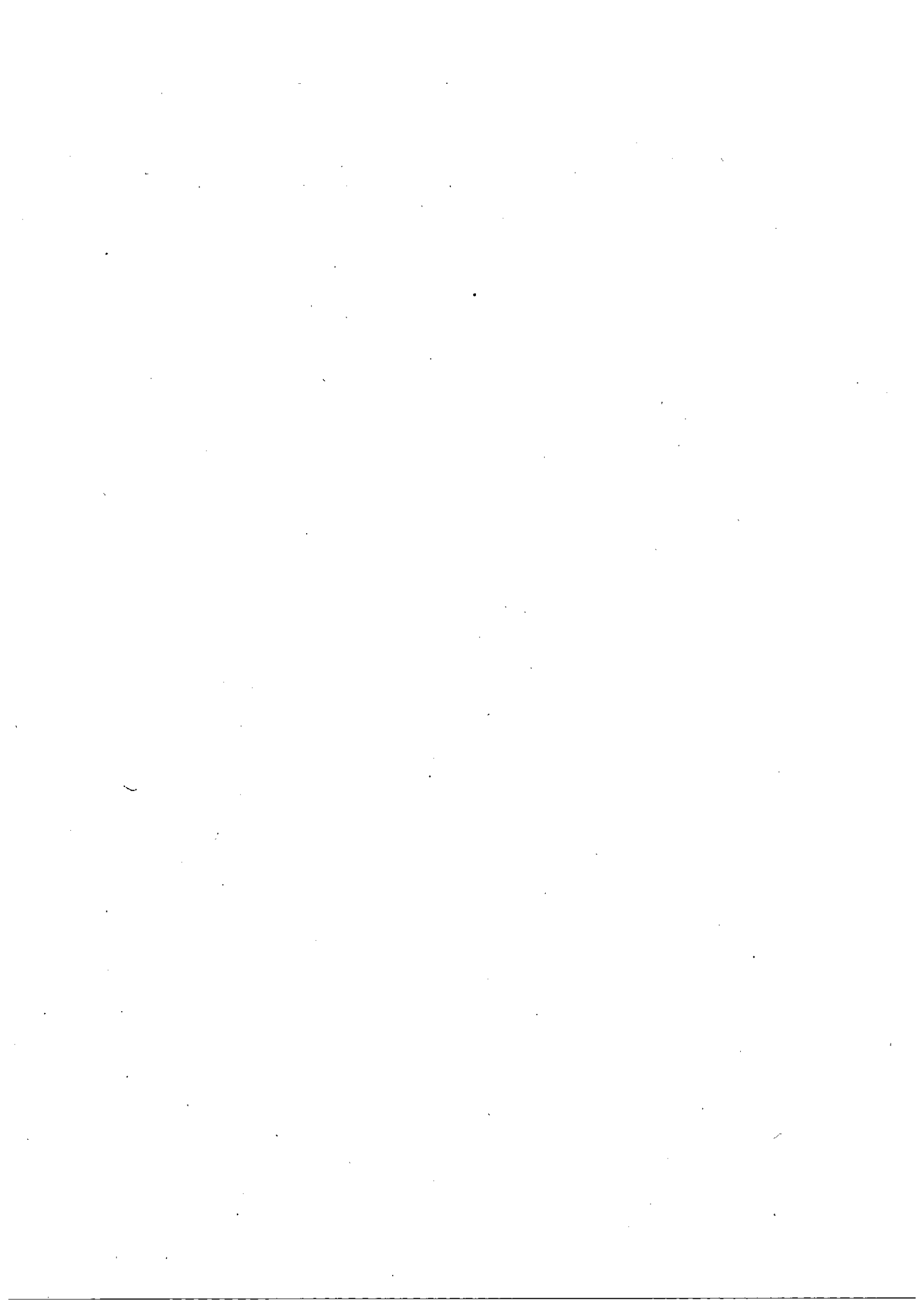
第6条中「除く」の次に「。以下「事務局職員」という」を加え、「職員」を「事務局職員」に改める。

第12条の見出し中「委員等」を「教育長等」に改め、同条第1項中「教育長及び委員会の委員及び附属機関の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法並びに委員会の所管に関する職員の給料、旅費の額及びその支給方法に関する」を「次の各号に掲げる事項に関する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 教育長、事務局職員及び委員会の所管に属するフルタイム会計年度任用職員の給料、旅費の額及びその支給方法
- (2) 委員会の委員、附属機関の委員及び委員会の所管に属するパートタイム会計年度任用職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。



第12号議案

笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり笠松町多目的運動場の管理を指定管理者に行わせるため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

笠松町長 古田 聖人

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

笠松町多目的運動場条例（平成25年笠松町条例第1号）第2条に規定する次の施設

名称	位置
笠松町多目的運動場A（天然芝）	笠松町江川堤外
笠松町多目的運動場B（人工芝）	笠松町江川堤外

2 指定管理者として指定する団体等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の職氏名

（1） 団体等の名称

一般財団法人 岐阜県サッカー協会

（2） 主たる事務所の所在地

岐阜市六条大溝3丁目8番地の13号

（3） 代表者の職氏名

会長 辻 博文

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで



第13号議案

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、町議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

笠松町長 古田 聖 人

記

1 無償譲渡をする財産

建 物

所 在	笠松町田代251番地の1（旧笠松町こども館）
構 造	木造平屋建カラー鉄板葺外塗モルタル塗
建物面積	348.6平方メートル
建 築 年	昭和42年

2 無償譲渡の相手方

所 在 地	笠松町田代185番地の1
名 称	社会医療法人 蘇西厚生会

3 無償譲渡をする日

令和4年4月1日



第14号議案

町道の路線認定について

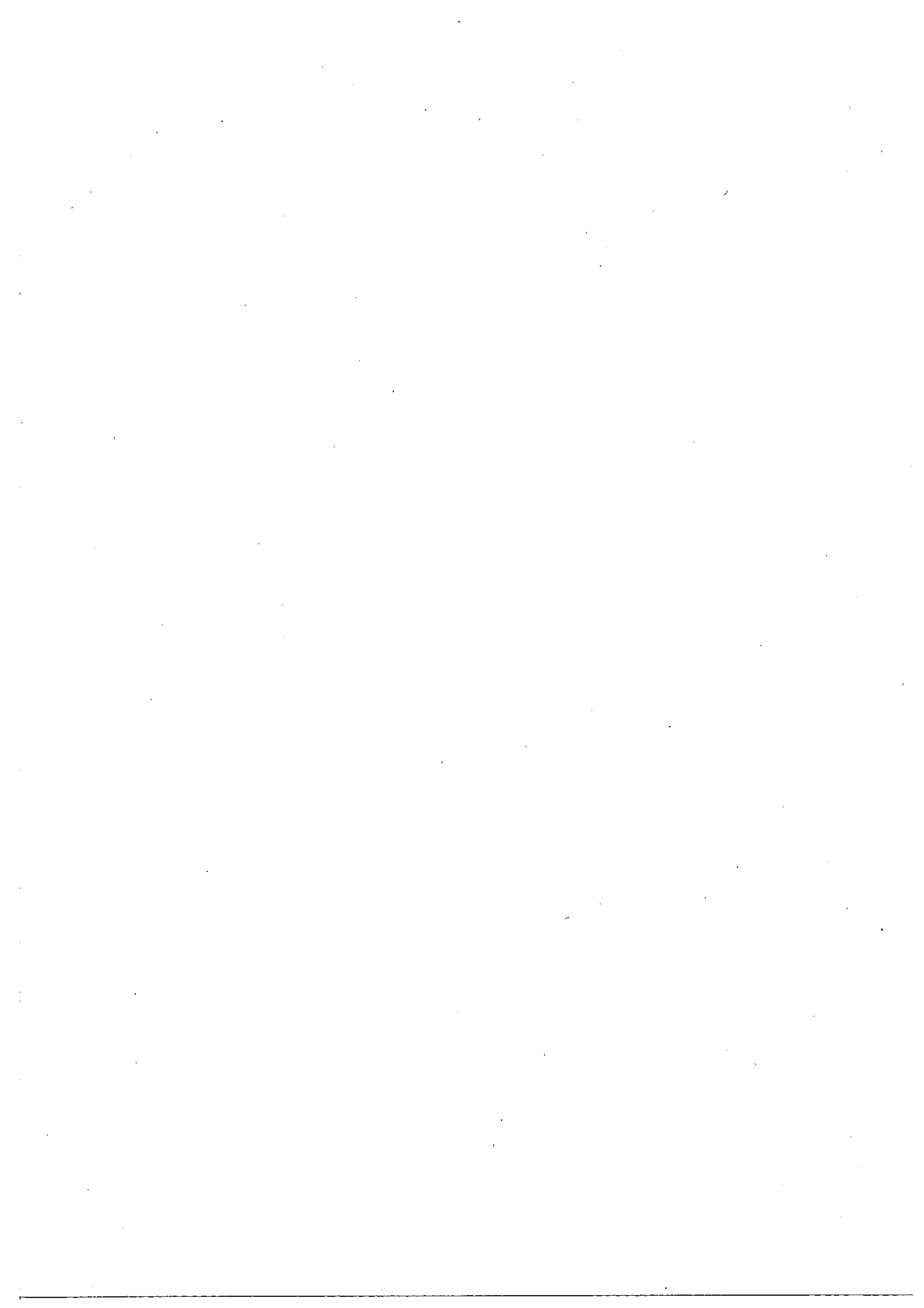
道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

笠松町長 古田 聖人

記

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3270	北及75号線	北 及	
		北 及	
3271	北及76号線	北 及	
		北 及	



令和3年度笠松町一般会計補正予算書

第15号議案

令和3年度笠松町一般会計補正予算（第7号）

令和3年度笠松町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202,155千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,384,571千円とする。

2 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月3日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
款	目				
10 地方交付税	税		1,228,000	159,000	1,387,000
12 分担金及び負担金	金	1 地方交付税	1,228,000	159,000	1,387,000
13 使用料及び手数料	料	1 負担金	159,513	△11,225	148,288
		2 使用料	159,513	△11,225	148,288
14 国庫支出金	金	1 使用料	218,941	△36,241	182,700
		2 手数料	49,512	△331	49,181
15 県支出金	金	1 国庫負担金	169,429	△35,910	133,519
		2 国庫補助金	1,791,593	3,560	1,795,153
		1 県負担金	860,770	△8,804	851,966
		2 県補助金	926,019	12,364	938,383
16 財産収入	入	1 県負担金	587,776	△9,336	578,440
		2 県補助金	390,365	△3,380	386,985
		3 委託	153,625	△5,858	147,767
		1 財産運用収入	43,786	△98	43,688
		2 財産売却収入	2,397	24,496	26,893
17 寄附金	金	1 寄附金	2,395	4	2,399
		1 寄附金	2,205	105,052	107,257
		2 寄附金	2,205	105,052	107,257

(単位：千円)

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	金	84,019	△40,750	43,269
20 諸収入	繰入金	70,406	△40,750	29,656
21 町債	入	28,794	10,499	39,293
	債	21,792	10,499	32,291
		442,200	△2,900	439,300
	債	442,200	△2,900	439,300
歳入	合計	8,182,416	202,155	8,384,571

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会	費	70,285	△972	69,313
2 総務	議会費	70,285	△972	69,313
		854,169	97,124	951,293
1 総務	管理費	433,045	△2,191	430,854
2 企画	費	245,246	98,527	343,773
3 徴税	費	117,638		117,638
4 戸籍住民基本台帳	費	48,780	788	49,568
5 選挙	費	7,414		7,414

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民	生費	3,226,033	△10,488	3,215,545
	1 社会福祉社費	1,964,283	12,838	1,977,121
4 衛	2 児童福祉社費	1,261,650	△23,326	1,238,324
	1 保健衛生生費	1,381,240	△1,871	1,379,369
6 商	1 保健衛生生費	560,005	△847	559,158
	2 清掃費	821,235	△1,024	820,211
7 土	1 商工費	85,604	△7,890	77,714
	1 土木管理費	85,604	△7,890	77,714
8 消	2 道路橋梁費	554,569	△5,043	549,526
	3 河川費	67,751		67,751
9 教	4 都市計画費	102,019		102,019
	1 消防費	47,340	△3,703	43,637
9 教	2 小学校教育校費	337,459	△1,340	336,119
	3 中学校校費	375,345	△1,019	374,326
9 教	1 教育総務校費	375,345	△1,019	374,326
	2 小学校教育校費	875,113	676	875,789
9 教	3 中学校校費	269,935	3,190	273,125
	1 小学校教育校費	157,655	339	157,994
9 教	3 中学校校費	62,981	△338	62,643

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
II 諸支出金	4 社会 教育 費	144,956	△961	143,995
	5 保健 体育 費	239,586	△1,554	238,032
	1 基金 費	98,846	131,638	230,484
歳出	合計	8,182,416	202,155	8,384,571

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2	総務費	住民基本台帳事務事業	3,119
3	民生費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	35,140
3	民生費	地域介護・福祉空間整備推進事業	7,730
3	民生費	子育て世帯等臨時特別支援事業	7,731
4	衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,638
7	土木費	道路新設改良事業	25,137
9	教育費	学校保健特別対策事業	4,063
9	教育費	学校保健特別対策事業	1,803

第3表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正			補後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
排水ポンプ更新事業	13,400	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れ、利率の見直しを行っては、当該見直し後の利率)	10,000	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れ、利率の見直しを行っては、当該見直し後の利率)
緊急自然災害防止対策事業	4,800	同上	同上	5,300	同上	同上



令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第16号議案

令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,432千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,190,947千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 果	支 出 金	1,468,370	32,172	1,500,542	
1 県	補 助 金	1,468,370	32,172	1,500,542	
4 財	産 収 入	1	5	6	
1 財	産 運 用 収 入	1	5	6	
5 繰	入 金	241,646	△1,856	239,790	
1 他	会 計 繰 入 金	153,239	△1,856	151,383	
8 国	庫 支 出 金		1,111	1,111	
1 国	庫 補 助 金		1,111	1,111	
歳	入	2,159,515	31,432	2,190,947	

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 保	險 給 付 費	1,453,510	30,799	1,484,309	
1 療	養 諸 費	1,268,777	27,932	1,296,709	
2 高	額 療 養 費	174,002	2,027	176,029	
4 出	産 育 児 諸 費	8,400	840	9,240	

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		607,210		607,210
	1 医療給付費分	423,849		423,849
4 保健事業費		20,053		20,053
	2 特定健康診査等事業費	18,039		18,039
5 基金積立金		26,248	6	26,254
	1 基金積立金	26,248	6	26,254
6 諸支出金		12,071	627	12,698
	1 償還金及び選付金	12,071	627	12,698
歳出	合計	2,159,515	31,432	2,190,947



令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算書

第17号議案

令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和3年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,464千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329,557千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		226,897	5,158	232,055
	1 後期高齢者医療保険料	226,897	5,158	232,055
3 後期高齢者医療広域連合支出金		16,990	△2,503	14,487
	1 補助金	203	△203	
	2 委託金	16,787	△2,300	14,487
4 繰入金		77,529	△1,191	76,338
	1 他会計繰入金	77,529	△1,191	76,338
歳入	合計	328,093	1,464	329,557

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		305,625	3,967	309,592
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	305,625	3,967	309,592
3 保健事業費		17,132	△2,503	14,629
	1 健康保持増進事業費	17,132	△2,503	14,629
歳出	合計	328,093	1,464	329,557

令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第18号議案

令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,152千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,974,062千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月3日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
款					
4	国庫支出金		425,614	5,148	430,762
	1	国庫負担金	314,805	4,669	319,474
	2	国庫補助金	110,809	479	111,288
5	支払基金交付金		474,685	1,514	476,199
	1	支払基金交付金	474,685	1,514	476,199
6	県支出金		259,110	5,374	264,484
	1	県負担金	245,634	5,403	251,037
	2	県補助金	13,476	△29	13,447
7	財産収入		103	△96	7
	1	財産運用収入	103	△96	7
8	繰入金		295,366	15,212	310,578
	1	他会計繰入金	295,365	1,660	297,025
	2	基金繰入金	1	13,552	13,553
	歳入	合計	1,946,910	27,152	1,974,062

(単位：千円)

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総務費		47,292		47,292	
	1 総務管理費	26,431		26,431	
2 保険給付費		1,724,421	37,524	1,761,945	
	1 介護サービス諸費	1,579,777	29,467	1,609,244	
	2 介護予防サービス諸費	39,290	3,810	43,100	
	3 介護諸費	1,538	222	1,760	
	4 高額介護サービス諸費	53,006		53,006	
	5 特定入所者介護サービス諸費	50,810	4,025	54,835	
3 地域支援事業費		81,340		81,340	
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	27,705		27,705	
	2 一般介護予防事業費	3,685		3,685	
	3 包括的支援事業及び任意事業費	49,712		49,712	
	4 介護諸費	238		238	
4 基金積立金		59,731	△10,372	49,359	
	1 基金積立金	59,731	△10,372	49,359	
歳出	合計	1,946,910	27,152	1,974,062	

